

輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、輸出先国の市場変化に対応するために食品製造事業者等が行う輸出対応施設の整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付については、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業実施要綱(令和2年4月30日付け2食産第591号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、6次産業化市場規模拡大対策整備交付金のうち輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設整備の緊急支援事業交付要綱(令和2年4月30日付け2食産第592号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第2条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び事業費並びに対象事業、補助率等は、別表1に定めるところによる。

(経費の流用)

第3条 別表1の補助対象事業欄に掲げる事業間において、補助対象経費の流用をしてはならない。

(交付申請書の様式等)

第4条 規則第4条の規定に基づく交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条の規定に基づく交付申請書の提出は、知事が別に定める日までに行うものとする。

3 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに消費税等相当額が明らかでない各補助事業者に係る部分については、この限りではない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に関する書類の添付は要しない。

5 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、別表2に定めるものとする。

(内容の変更等)

第5条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号により補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遂行が困難な場合等)

第7条 補助事業者は、規則第6条第1項第4号の規定に基づき知事の指示を求める場合には、事業（本補助金の補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の規定に基づく交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付の方法)

第9条 この補助金は、概算払で交付することができる。

(事業遂行状況報告等)

第10条 規則第11条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出して行うものとする。

2 知事は、前項に定める時期のほか、補助金事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告書)

第11条 規則第13条の規定に基づく実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第2項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号によりすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定の日の翌年6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(処分を制限する財産)

第13条 規則第19条の規定に基づく知事が定める財産は、1件当たり取得価格が10万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第19条に定める知事が定める期間は、農林畜水産業関係補助金等交付要綱規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間(以下「処分制限期間」という。)とする。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(入札の実施等)

第15条 補助事業者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加するものに対し、書面により指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札に参加させてはならない。

(書類の経由)

第16条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄する農林振興センターの長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から適用する。